

水戸地方裁判所委員会（第34回）議事概要

1 日 時

令和元年11月5日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

水戸地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

阿部重典，荒井徹伊，大木光子，小西俊一，斉藤学，田中記代美，
寺澤真由美，中原常雄，前田英子，村上信夫，渡部勇次（委員長）

（五十音順 敬称略）

（事務担当者等）

池田友民事首席書記官，菊地明弘刑事首席書記官，島田等刑事次席
書記官，中園敬事務局長，早稲田浩事務局次長，長坂浩之総務課長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（阿部委員，田中委員）

(2) 委員長の互選

互選により，渡部委員を委員長として選任した。

(3) 第33回委員会において委員から出された意見に基づき取り組んだ活動状況を報告した。

(4) 本日のテーマ「法教育について」

総務課長から，水戸地方裁判所における法教育の取組状況について説明がなされた。

(5) テーマについて意見交換をした概要（●委員長，○委員，□事務担当者）

● 水戸地方裁判所での法教育の取組みについて説明がありましたが、検察庁や弁護士会の取組みを御紹介いただけますか。

○ 検察庁でも法教育の取組みをしています。大きく分けて3つありますが、移動教室、出前教室、法教育に関する教員への研修を行っております。

移動教室は検察庁へ中高生を受け入れて、検察官の役割や裁判員制度の説明、法務省が作成したドラマ仕立てのDVD「検事の姿」鑑賞、証拠品や記録庫の見学、手錠や防塵ベスト、特殊警棒を手に触れてもらいながら使用方法について説明しています。水戸地裁総務課と連携し、裁判傍聴や法廷見学と併せて実施しております。

出前教室については、高校や大学などに検察官が赴いて検察官の役割を説明しています。大学については刑事訴訟法の授業の一環として講義をすることもあります。検察官の捜査や公判の体験談を伺いたいという要望も多いです。また、日弁連主催の取手市内の高校生を対象とした模擬裁判選手権のアドバイザーとして検察官を派遣することもあります。

法教育に関する教員への研修では、法務省からの事務連絡に基づき毎年実施しておりますが、県内の教員を対象に行っております。法務省の関係機関や茨城県弁護士会への講師の派遣依頼をしております。また、水戸地裁総務課と連携し、裁判傍聴等も実施しています。

○ 茨城県弁護士会では、市民のための法教育委員会という当会の委員会を中心となって、主に小学生や中学生を対象に法教育を実施しています。メインは夏休み等を利用し、子ども法律学校と題し、水戸地裁の協力を得て模擬裁判を行っております。また、学校からの依頼により、学校へ弁護士を派遣して出張講義を行っております。

弁護士会の法教育は、健全な法感覚を身につけるといった点について

重点を置いているのかと思います。

- どうすれば多くの方に裁判所を身近に感じてもらえるのかというのは難しいと思います。普通に生活していれば裁判所は関係ないところであると思っていらっしゃる方が多いのではないかと思います。

実際に裁判所で法教育の取組みをしていて、どういったところが足りないと感じますか。

- 夏に実施した法廷見学ツアーではアンケートを記入いただきましたが、それによれば、イベントなどを裁判所で行っていることを知っていただく機会が少なかったのかなと思います。

- 中学生くらいになると熱心な生徒とそうでない生徒がいて、よりたくさんの方の生徒に関心をもってもらうのはなかなか難しいと感じます。

- 例えば裁判制度を正確に説明すればするほど難しくなり、時間もなくなったりしますが、裁判官が証拠によって事実を認定し、公平かつ中立に判断をするという裁判の仕組みを、日常生活においてよくある紛争を解決するにはどうしたらいいかという視点に置き換えて考えてもらうようにすると裁判を身近に感じてもらえるのではないかと思います。

- 弁護士会ではイベントをやる際に各学校にチラシを配っており、実際に参加するのは、生徒の親が熱心な場合が多い印象です。

出前講義で全員の気を引くのは難しいと思いますが、熱心な方を中心に対象とするやり方もあるのかなと思います。

- 自分には裁判は関係ないと考えている方は多いと思います。子供に対しては、学校と連携し、授業の一環として裁判官等が出向いてお話をするような機会を設けるのも一つの方法だと思います。

- 司法への理解といっても対象によって違いはあると思いますし、裁判所が具体的に何を求めているのかが不明確のように思います。

裁判の仕組みを教えるには、裁判所だけでなく、弁護士、検察庁が一体となって、事件が起こってから裁判に至るまでのストーリーとして教える方がいいのではないかと思います。

裁判所を見学するにしても、出張講義などで事前にある程度の知識を付与した方が興味を持ってもらえると思います。

- 一般の方にとって、例えば財産上の争いがあったとして、どの程度の紛争なら裁判をするべきかなどの感覚すらないのではないかと思います。
- 少年の非行事件について、学校の教員や保護者は法律が分からず、事件が起きた後にどうなっていくのかわからないということが多いです。
- 地域の中で裁判所が広報をするということにどういった意義があるのかという点について、何か御意見はありますか。
- 裁判所がどのように紛争解決をしていくのかなどについて、小学生の頃から粘り強く伝えていくことで、例えば将来裁判員になったときの事件のとらえ方や、社会に出て紛争があったときにどう対処するかなどについて違ってくると思います。
- 広報行事などにおいて、法曹三者が連携して司法全体について説明をするということも大事だと思います。
- 大学生が新聞社にインターンシップに行って、裁判を傍聴して記事を書くということをしてはいますが、学生が裁判の記事を書いていると、被害者と加害者は紙一重と感じて遵法思想に目覚めたという感想を持つ学生がほとんどです。裁判の傍聴を通して、法律が自分の身近にあるということに気づくことも大事だと思います。
- 法律が身近に感じてもらうにはどのようにすればよいかなどについて他に御意見はありますか。

○ 中学生や高校生が何かを知るときの表情は非常にいいと感じます。子供だけでなく、大人の方が社会を知っているからこそもっと知りたいと思っているのではないかと思います。それに応えていけばもっと面白いものができるのではないかと思います。

また、裁判所のホームページを見たときに、もっと一般の方に馴染みやすいような工夫ができないかと思いました。

● 最近、東京地裁の裁判傍聴の希望が増えているようです。そういったニーズがあるということを踏まえ、水戸地裁で何ができるのかについて考えていかなければならないと思います。

○ より多くの方に裁判所の法教育に関する取組みを知っていただくようなことが必要と思います。

○ 支部においては広報をするにしても人手が限られています。検察庁では職員の子供のPTAなどを通じて広報活動をしていました。

○ 最近は働き方改革といわれている中で、何かをやろうと思っても人手が足りないと思います。裁判所だけで何かをやろうとせず、他を巻き込んでやればよりよいものができると思います。

● 様々な御意見ありがとうございました。いただいた御意見を踏まえて検討していきたいと思います。

5 次回のテーマ

「障害者配慮について」

6 次回の開催期日

令和2年6月1日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

以 上